平成２９年（フ）第３２２号
滋賀県草津市追分３丁目23番18―405号　サンクリエート追分
債務者　市川　昭夫
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２４号
滋賀県野洲市近江富士６丁目４番１号
債務者　瀬戸口弘志（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３０号
滋賀県草津市笠山２丁目３番31―104号　セレーナ笠山
債務者　徳田　正則
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３３号
大津市和邇南浜383番地　井上清輔方
債務者　若村加奈子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３９号
滋賀県湖南市針1325番地、前住所滋賀県湖南市石部南４丁目９番８－２号
債務者　市川　弘子
法定代理人成年後見人　三枝　卓哉
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４７号
兵庫県加古川市加古川町友沢422番地の１105号
債務者　常盤　健二
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８５号
奈良市中町2111番地の３　バンジャール202号
債務者　浦上　信司
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５６号
佐賀市開成５丁目10番20号
債務者　峰松ハルノ
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
滋賀県長浜市室町396番地９　プリム・セーリオ102号室
債務者　仲前　恵理
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１１１０号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地71棟303号
債務者　福島　昌男
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目18番11号　パステル武庫之荘202
債務者　永惠　由佳
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５６号
徳島県阿波市阿波町北岡107番地２
債務者　近藤三千代
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０３号
愛媛県松山市山越町460番地３　本町団地３棟31号
債務者　二宮　菜美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６５号
愛媛県松山市中村１丁目３番39号　コーポベル203号
債務者　井上　幸亮
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７２号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原354番地の３
債務者　三好　広文
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
愛媛県西条市喜多台413番地14、前住所愛媛県西条市喜多台485番地２
債務者　曽我　初美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８２号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地　真木団地125号
債務者　池本　初枝（旧姓平尾・下田）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
福岡地方裁判所田川支部